



第1章 総則

第1条 (規約の適用)

- 株式会社福島情報処理センター（以下「当社」とします。）は、インターネットサービスの提供にあたりこの規約を定め、これに基づいてサービスを提供します。
- この規約は当社が運営するインターネットプロバイダ「あぶくまネットワークス」において提供する全てのサービスに適用します。

第2条 (用語の定義)

本規約において、以下の用語はそれぞれの意味で利用します。

- 『会員契約』とは、個人、法人、団体が当社からあぶくまネットワークスのインターネットサービスの提供を受けるための契約をいいます。
- 『個人会員』とは、当社との間で会員契約を締結している個人で、当社がその利用を承認した方をいいます。
- 『法人会員』とは、当社との間で会員契約を締結している法人、団体で、当社がその利用を承認した方をいいます。
- 『会員』とは、個人会員と法人会員を総称していいます。
- 『付帯会員』とは、会員の家族または従業員等で、当該会員の契約を利用して当社サービスを利用している方を総称していいます。
- 『当社サービス』とは、当社が提供するインターネット接続サービスならびに付加機能サービスをいいます。提供するサービスの詳細は、別に定める「提供サービス表」に記載されているものとします。
- 『他社サービス』とは、当社以外の他社が管理、運営するインターネット上のサービスをいいます。

第3条 (規約の運用)

- 当社サービスでは、提供する個別サービス毎に利用規約を設けています。個別サービスをご利用の際は、各サービスの利用規約にしたがいご利用いただきます。また、各個別規約と本規約が異なる定めをしている場合は、個別規約を優先して適用します。
- 日本国内もしくは海外の区別にかかわらず、当社サービスを通じて他社サービスをご利用の際は、他社サービスの提供主体が設ける運用規定にしたがってご利用下さい。
 - 当社は、当社所定の方法により会員に告知することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合、サービスの利用条件は変更後の利用規約によります。また、変更後の利用規約については、当社が会員に対して告知を行った時点より効力を生じるものとします。

第2章 提供サービス

第4条 (サービスの種類および内容)

- 当社サービスの内容は、別に定めるサービス案内に規定します。
- 当社サービスの料金は、別に定める料金表に規定します。
 - 当社サービスは、第一種指定電気通信設備を有する電気通信事業者が提供する通信回線サービスを使用して提供されます。
 - 当社サービスの提供条件等については、別に定める個別規約を適用します。

第5条 (サービス内容の変更)

当社は、会員の了承なく個別サービスの追加、改変、廃止ならびに個別規約の変更を行うことができ、会員はこれを承諾するものとします。

第6条 (サービスの廃止)

- 当社は、都合により当社サービスの全てを廃止することがあります。この場合、当社は既にお支払いいただいた利用料金の払い戻しなどは、一切行いません。
- 当社は、前第1項により当社サービスを廃止するときは、会員に対し廃止する日の3ヶ月前までに、当社サービスを通じて告知するものとします。

第7条 (重要通信の確保)

当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、秩序の維持を目的とした以下の各号に示すいずれかの事由のために、当社サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

- 災害の予防
- 災害救援とそれを目的とした交通、通信の確保
- 電力供給の確保
- その他、秩序の維持のために必要な事項

第8条 (利用の制限)

当社は、会員もしくは付帯会員が以下の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員の承諾を得ることなく、当該会員の当社サービスの利用を制限することがあります。この制限は、当社サービスの全機能の提供停止、一部機能の提供停止、通信帯域制限もしくはこれらに類する措置となり、そのときの状況により一時的もしくは恒久的に実施されます。また、これらの利用制限の実施については、必要に応じて該当する会員に対して連絡し、必要となる対応を依頼することがあります。

- コンピュータウィルスの感染、大量メールの送信等、当該会員の認識にかかわらずその個人認証情報が利用されることにより、第三者に対して被害が及ぶおそれがあると判断した場合。
- 利用状況、当社に寄せられた苦情等から、当該会員の個人認証情報が第三者に無断で利用されたと推測される場合。
- 大量のデータ通信を行い、当社通信設備の帯域を著しく占有して利用している場合。
- 電話、FAX、電子メール、郵便等により当社から当該会員に連絡がとれない場合。
- 上記各号の他、当社が緊急性が高いと認めた場合。

- 前第1項の措置を講じることにより、当該会員に発生しうまいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。

第9条 (緊急時の利用制限)

当社が会員のID及びパスワードの漏洩に気づいた場合は、当該会員のアクセスを即座に中止する緊急措置を講じます。また、措置後に当該会員に対して緊急措置を講じた旨の連絡を行います。このとき、当社は会員に対して対応を指示することがあり、会員はこれに応じていただきます。

第10条 (運用上の点検)

- 当社は、当社サービスの運用状態を良好に保つため、その運用を一時停止し、保守点検を行うことができるものとします。この場合、当社サービスを通じて、原則として事前に会員に通知するものとします。
- 当社サービスの運用状況について会員および当社の間で疑義が生じた場合、運用状況の点検を当社所定の方法により行うものとします。

第11条 (サービスの一時的な中断)

当社は、以下の各号に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的に当社サービスを中断する場合があります。

- 当社サービスの保守を緊急に行う場合。
- 第一種指定電気通信設備を有する電気通信事業者等の都合により当社サービス用の通信回線が使用不能の場合。
- 火災、停電などにより当社サービスの提供ができなくなった場合。
- 地震、噴火、洪水、津波などの天災により当社サービスの提供ができなくなった場合。
- 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議などにより当社サービスの提供ができなくなった場合。
- その他、運用上、技術上当社が当社サービスの一時的な中断を必要と判断した場合。

第3章 会員

第12条 (会員)

- 会員とは、当社の指定する手続きに基づき、当社サービスの利用を申し込み、当社がその利用を承認した方をいいます。
- 会員は、原則として個人及び法人、または団体資格とします。
 - 18才未満の方は、保護者のご承諾が必要です。また、保護者は本規約の定める一切について連帯して保証していただきます。
 - 会員は当社サービスの利用料金を本規約第27条に定める方法にてお支払いいただきます。

5. 当社サービスの利用を申し込んだ時点で、会員は本規約をご承諾いただいたものとみなします。

第13条（付帯会員）

付帯会員は、当社と会員契約を締結した個人会員または法人会員の家族もしくは従業員である必要があります。
2. 会員は、当社サービスの利用において付帯会員の行う全ての行為に対する責任を負うことを条件として、付帯会員に対して当該会員の権利を行使させることができます。

第14条（会員の承認）

当社は、利用申込者が以下の各号に該当する場合は、入会を承認しない場合があります。
(1) 過去に会員規約違反などにより、会員資格の取消が行われていることが判明した場合。
(2) 利用申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったことが判明した場合。
(3) 申込者の指定したクレジットカード、支払口座などが、クレジットカード会社、金融機関などにより利用の差し止めが行われていることが判明した場合。
(4) 申込者が当社サービスの利用料金を怠るおそれがあることが明らかな場合。
(5) 申込者が未成年者の場合、保証人（保護者）の同意を得ていないことが判明した場合。
(6) 当社の業務の遂行上または技術上に著しい困難がある場合。
(7) その他、当社が不適当と判断する場合。

第15条（退会および休止）

会員が退会する場合は、退会しようとする日の1ヶ月前までに文書により当社に届け出るものとし、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。この場合、当社は、既にお支払いいただいた利用料金及び利用権の払い戻しなどは一切行いません。
2. 会員は自己の都合により一時的に当社サービスの利用を停止したい場合は、休止を申し込むことができます。休止の期間中は会員資格を喪失することはありません。休止期間は、申し込みを行なう日の暦月の翌月以降で会員が希望する暦月の1日から同暦月末日までとし、その期間、会員は当社サービスが利用できないことを条件として、当該月の利用料金を支払う義務を負いません。
3. 1回の休止期間は最大12ヶ月間とします。休止期間満了後の対応については、以下の各号のとおりとします。
(1) 休止申し入れの際、休止期間満了後のサービス再開に同意している場合は、休止期間満了日の翌日から当社サービスの提供および課金を再開します。
(2) 休止申し入れの際、休止期間満了後のサービス再開に同意していない場合で、休止期間満了日（満了日が当社の営業日でない場合はその翌営業日）の当社営業時間までに再開の申し入れを行なうことで、休止期間満了日の翌日（満了日が当社の営業日でない場合はその翌々営業日）から当社サービスの提供および課金を再開します。
(3) 休止申し入れの際、休止期間満了後のサービス再開に同意していない場合で、休止期間満了日（満了日が当社の営業日でない場合はその翌営業日）の当社営業時間までに再開の申し入れがなかった場合は、当該会員が当社サービス利用を再開する意思がないものとみなし、休止期間満了日をもって、当該会員を退会処分とします。なお、この場合の退会処分は、当該会員が後に当社サービスの再利用を希望し入会を行った際に、その承認を妨げる理由とはなりません。

第16条（会員資格の取消）

会員に以下の各号の一つにでも該当する事項が認められた場合、当社は、当該会員の会員資格を、事前に通知および催告することなく一時停止、または取り消すことができます。この場合、当社は、既にお支払いいただいた利用料金の払い戻しなどは一切行いません。
(1) 本規約に定められた禁止行為に該当する行為がなされた場合。
(2) 入会時に虚偽の申告をしたことが発覚した場合。
(3) IDまたはパスワードを不正に使用した場合。
(4) 当社サービスの利用料金などの支払い債務の履行を2ヶ月以上遅滞または支払いを拒否した場合。
(5) クレジットカード会社、金融機関などにより、会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止された場合。
(6) 当社サービスを法規、社会秩序に反する目的に利用した場合。
(7) 会員が当社に対して損害を与えた場合。
(8) 本規約のいずれかに違反した場合。
(9) 当社が会員として不適当と判断した場合。
2. 会員が死亡、失踪等により当社と連絡が取れないもしくは当社サービスの利用料金の支払いが期待できない状態であることを当社が知れた場合、当社は当該会員の資格を直に取り消すことができます。ただし、第19条（法人会員における権利の移転）または第20条（個人会員における権利の移転）に該当する場合はその限りではありません。

第17条（氏名等の変更）

会員は、氏名、住所、クレジットカードの番号・有効期限、支払口座、その他当社への届け出内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法により変更の届出を行うものとします。

第17条の2（サービス種類の変更）

会員は、利用する当社サービスの種類の追加、変更、一部解約（ダイヤルアップ接続サービスもしくはフレッツ接続サービスのいずれかの契約を継続しつつ、追加サービスの利用を停止する場合をいいます。）を行う場合は、当社指定の様式にて届出をおこなうものとします。変更後のサービス料金の支払いについては、本基本利用規約第26条第4項及び第7項のとおりとします。

第18条（譲渡禁止等）

会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡したり、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第19条（法人会員における権利の移転）

法人会員について相続または法人の合併があった場合は、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された新たな法人が当社サービスに関する権利・義務を継承することとします。
2. 会員について法人の分割により新たに法人設立する場合、もしくは業務の譲渡を行なう場合は、業務を継承した新たな法人または業務を譲渡された法人が本契約の権利を継承することとします。
3. 会員について相続により2人以上の権利・義務継承者がある場合は、そのうちの1名を代表者として決定していただきます。
4. 前第2項および第3項において代表者が確定しない場合は、当社の判断により代表者を決定させていただきます。
5. 前第1項から第4項に定めるところにより権利・義務を継承した会員は速やかに権利を継承することを証明する書類を添えて、その旨を届け出ていただきます。

第20条（個人会員における権利の移転）

個人会員が死亡したときは、当該会員の代理人によって当社に連絡を受けた日をもって、当該会員契約を解除します。ただし、相続人がいる場合で、当該会員が死亡した日から14日間を経過する日までに当社に申し出ることで、当該会員の権利を継承することができます。
2. 相続人が権利の継承を希望しない場合当該会員契約は解除となりますが、当該会員が当社に対して債務を保有していた場合、相続人はその債務を弁済するものとします。

第4章 会員の義務

第21条（IDおよびパスワードの管理責任）

当社は、会員にIDを貸与するものとします。またIDは、退会の時点において当社に返還されるものとします。
2. 会員は、IDおよびパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、質入などすることはできません。
3. 会員は、IDおよびパスワードの管理、利用について責任を持つものとし、当社に損害を与えることのないものとします。また、会員は当該IDおよびパスワードでの利用に関する責任を負うものとし、自己の責任によりその利用に係わる一切の債務を支払うものとします。
4. 会員は、IDおよびパスワードが第三者によって不正に使用された場合は、直ちに当社に届け出るものとします。
5. 会員は、付帯会員のIDおよびパスワードの取り扱いについて管理する義務を負います。付帯会員による前第2項ならびに前第3項にかかる行為については、全て当該会員による行為とみなし、当該会員は、付帯会員に関する一切の責任を負うこととします。

第22条（会員側設備）

会員は、当社サービスの提供を受けるにあたって、当社が定める技術的事項に従って設備等を設置し、第一種指定電気通信設備を有する電気通信事業者が提供する通信回線サービスを経由して、当社のネットワーク接続装置に接続をしていただきます。
2. 前第1項に關し、当社のネットワーク接続装置に接続するために必要な機器及び通信回線にかかる費用は、会員が負担することとします。

第23条（会員側設備の維持管理）

会員は当社サービスの遂行に支障を与えないために、会員側設備等を正常に稼働するよう維持していただきます。

第24条（禁止行為）

当社は会員に対し、当社サービスを利用して以下の各号に該当する行為を行うことを禁止します。

- (1) わいせつ、児童ポルノ、児童虐待にあたる画像、動画、文書、音声を送信または表示する行為。
- (2) 原本性の有無にかかわらず、第三者の名誉、尊厳、信用を毀損する画像、動画、文書、音声を送信または表示する行為。
- (3) 第三者のプライバシー、肖像権を侵害する行為または侵害するおそれがある行為。
- (4) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
- (5) 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の製造、販売もしくは入手に係る情報を送信又は表示する行為。
- (6) 賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為、もしくは犯罪を助長する行為。
- (7) 無制限鎖講（ネズミ講）を開設する行為、もしくは勧誘する行為。
- (8) 公職選挙法に違反する行為、もしくは違反するおそれのある行為
- (9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年6月13日法律第83号）で規制する行為。
- (10) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年5月24日法律第81号）で規制する行為。
- (11) 不特定多数の第三者に対して無差別に電子メールを送信する行為。
- (12) コンピュータウイルス、スパイウェア等の有害なプログラムを送信する、または第三者が受信可能な状態にしておく行為。
- (13) 当社または第三者の管理する情報を改ざんする行為。
- (14) 当社にのみならず第三者のメールヘッダーの改ざん等を含む行為。
- (15) 当社の設備または第三者の設備に不正にアクセスし、各種データの取得、複製、改ざん、消去をする行為。
- (16) 当社の設備または第三者の設備に不正にアクセスし、情報を収集のうえ、当該設備もしくは当社の設備または第三者の設備に対してDoS攻撃、ポートスキャン、大量のメール送信等による攻撃を行う行為。
- (17) 本人の同意を得ることなく（フィッシング詐欺にあたる行為等も含む）個人情報を不正に取得する行為。
- (18) 不法行為にあたる、もしくは不法行為を助長する行為。
- (19) その他公序良俗に反する行為。

第5章 料金

第25条（料金の適用）

会員は、当社サービスを利用する対価として、当社に対して別途規定する料金を支払うものとします。

2. 会員は、利用料金等に係る消費税その他賦課される税を負担するものとします。また、支払いに関する手数料等についても同様とします。
3. 当社は、会員の承諾なく、料金の改定または部分的変更を行うことができるものとします。但し、料金の改定を行なう場合、当社は会員に対し事前に告知するものとします。
4. 会員から当社に支払われた当社サービスに関する料金は、理由の如何を問わず払い戻し致しません。
5. 以下の各号に示す費用は会員の負担とします。
 - (1) 会員が使用する設備（パーソナルコンピュータ、通信機器等）に関する費用
 - (2) 会員が使用する設備と当社サービスを接続するための第一種指定電気通信設備を有する電気通信事業者の通信回線サービスに関する費用
6. 料金の支払は、本規約第27条に定める当社の指定する方法によるものとします。
7. 料金算定の基礎となる利用時間等については、当社の記録に基づき算出したものとします。

第26条（料金等の計算方法）

当社は、当社サービスの料金について、本規約に別段の定めがある場合を除いて毎月暦月末日をもって締切り、当該月末日が属する料金月のサービス料を会員に対し請求するものとします。

2. 法人契約会員は、前第1項に定める毎月請求の他、当社サービスの利用月数を6ヶ月、12ヶ月のいずれかの期間ごとに集約し、法人会員が希望する期間の総額を一括して支払うこともできます。その場合の支払方法については本規約第27条を適用しますが、請求時期については個別に当社が設定できるものとします。
3. 利用開始月の当社サービスの料金については、暦月20日までに当社に対して所定の様式により申込を行った（郵送等により申し込み様式が当社に到着した時点で申込を完了したとみなします。）場合、当該暦月より利用料金を適用し会員に対して請求します。暦月21日以降末日までに同様の申込を行った場合、利用料金の適用は当該暦月の翌月からとします。
4. 利用する当社サービスの種別変更については、暦月20日までに当社に対して所定の様式により変更の申込を行った（郵送等により申し込み様式が当社に到着した時点で申込を完了したとみなします。）場合、当該暦月より変更後の利用料金を適用し会員に対して請求します。暦月21日以降末日までに同様の申込を行った場合、変更後の利用料金の

適用は当該暦月の翌月からとします。

5. 会員資格の取り消し、退会等、理由の如何を問わず当社サービス提供が終了する、または終了した場合には、会員資格の取り消しまたは退会等の手続きがなされた月の月末までのサービス料をお支払いいただくものとします。なお、本規約に別段の定めがある場合を除き、本規約第15条に基づく退会の場合についてはサービス料の支払対象期間中は当社サービスを利用することができるものとします。
6. 当社サービスの利用開始に伴い当初に発生した初期費用については、最初のサービス料請求の際にあわせて請求することとし、会員は初期費用と最初の月額サービス料を合わせて支払うこととします。
7. 利用する当社サービスの種別を変更した場合の変更登録費用については、最初の変更後のサービス料請求の際にあわせて請求することとし、会員は変更登録費用と最初の変更後の月額サービス料を合わせて支払うこととします。
8. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前第1項から第4項に定める料金計算の起算日、締切日を変更することがあります。
9. 当社は領収書は発行しないものとします。

第27条（料金等の支払方法）

会員は利用料金その他の債務を、各会員ごとに当社が設定する以下の各号に定めるいずれかの方法で支払うものとします。

(1) クレジットカードによる支払

当社が提携するクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより、クレジットカード会社の規約に基づき支払う方法。この場合、当社サービスを利用する会員とクレジットカードの名義人が同一であることを条件とします。

(2) 口座引落しによる支払

当社が提携する金融機関に会員が口座を所有している場合、会員の口座から自動引落しにより支払う方法。この場合、当社サービスを利用する会員と金融機関の口座の名義人が同一であることを条件とします。

(3) 口座振込みによる支払

当社が指定する金融機関口座に振り込むことにより支払う方法。この場合、振り込みにかかる各種手数料は会員が負担することとします。

(4) その他当社が定める方法による支払

2. クレジットカードによる利用料金その他の債務の支払いは以下の各号によります。

- (1) 当社は第26条に定める方法により当該月に各IDについて発生した利用料金その他の債務の額を集計します。
 - (2) 当社は前第1号に基づき算出された金額及びこれにかかる消費税相当額等を、サービス利用月の翌月に各会員の決済手段に従ってクレジットカード会社に請求するものとします。
 - (3) 会員は各自の決済手段により、クレジットカード会社が別途定める支払条件に従い、支払を行うものとします。
 - (4) 会員とクレジットカード会社の間で利用料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で紛争を解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
- ### 3. 口座引落しによる利用料金その他の債務の支払いは以下の各号によります。
- (1) 当社は第26条に定める方法により、当該月に各IDについて発生した利用料金その他の債務の額を集計します。
 - (2) 当社は前第1号に基づき算出された金額及びこれにかかる消費税相当額等を、サービス利用月の翌月27日に各会員指定の金融機関口座から引き落とすものとします。
 - (3) 前号に定める指定引落日27日が金融機関の休業日であった場合は、当該金融機関の翌営業日に引落すものとします。
 - (4) 利用料金その他の債務の引落が不能であった場合、当社は翌月の債務引落の際に不能分となった料金を上乗せして引落しを行うこととします。
 - (5) 利用料金その他の債務の引落が連続して2回（2ヶ月分）不能となった場合、当該会員に対する利用料金その他の債務の引落処理を停止し、口座振込みによる支払い処理に変更します。
 - (6) 前号に関して、当該会員が口座振込みにより、振込みを実施した時点までの全ての債務を支払った場合、支払いを実施した月の当社サービス利用料金の請求（翌月の引落し分）から口座引落処理を再開します。

4. 口座振込みによる利用料金その他の債務の支払いは以下の各号によります。

- (1) 当社は第26条に定める方法により当該月に各IDについて発生した利用料金その他の債務の額を集計します。
- (2) 当社は前号に基づき算出された金額及びこれにかかる消費税相当額等を、サービス利用月の翌月10日に請求書を発行しこれを請求します。
- (3) 会員は請求書を受領してから30日以内に、請求書に記載された料金を、当社の指定金融機関口座に振り込むこととします。

- (4) 会員は口座振込みに要する振込手数料等の料金を、当社の請求金額とは別に負担することとします。
- 個人会員は、原則としてクレジットカードによる支払とします。
 - 法人会員は、クレジットカードによる支払、口座引落しによる支払い、口座振込みによる支払いのいずれかを選択し、当社に対してその方法を指定することとします。

第28条（消費税等相当額の計算）

当社は、消費税等相当額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第29条（延滞利息）

- 会員は、当社サービスの料金（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払っていただきます。
- 当社は、前第1項の計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

第6章 会員情報の保護

第30条（通信の秘密）

- 当社は、電気通信事業法第4条に基づき、会員の通信の秘密を守るものとします。
- 刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で前第1項の守秘義務を負わないものとします。
 - 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。
 - 会員によるサービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲で取引先等に開示することができ、その限りにおいて前第1項の守秘義務を負わないものとします。

第31条（守秘義務）

当社は、本規約に基づいて業務上知り得た事実を第三者に漏らしません。但し、令状を持つ官公庁の職員の場合はこの限りではありません。

第32条（プライバシーの保護）

当社は、会員が本規約及び準拠すべき法律に違反しない限り、会員のファイル並びにメールを調査することはありません。

第33条（個人情報の利用）

- 当社は当社が定めるコンプライアンスプログラムならびに関連規定に基づき、会員の個人情報を適切に取り扱うものとします。
- 当社は以下の各号のいずれかに該当する場合、当社所定の様式により会員の個人情報を確認します。
 - 当社サービスの利用を申込み場合
 - 利用中の当社サービスの変更を申し込む場合
 - 当社サービスの利用を中止する場合
 - 当社は会員ならびに会員になることを希望する方が電子メール、電話、書簡等により当社に直接問い合わせを行った場合、本人確認のために個人情報を確認します。
 - 当社は以下の各号の利用目的の範囲内で会員の個人情報を利用します。
 - 当社サービスを提供すること。
 - 当社サービスの利用料金を請求すること。
 - 当社サービスの維持向上を目的としたアンケート調査や統計分析を行うこと。
 - 個々の会員に有益と思われる情報を提供すること。
 - 当社サービスを提供するにあたり、会員に通知すべき事項を連絡すること。
 - 電子メール、電話、書簡等により当社に直接問い合わせを行った場合の対応を行うこと。
 - 当社は前第4項の利用目的の範囲内においてその実施を第三者に委託する場合、必要最低限の個人情報を委託先に提供し、その取り扱いについてもあわせて委託することができるものとします。
 - 前第5項の規定において当社は委託先が個人情報の適切な取り扱いを行うよう、個人情報保護を明文化した委託契

約を締結します。

- 会員および会員になることを希望する方は、当社の本人確認を拒否することができます。また、このことにより十分な本人確認を行えない場合、当社は当社サービスの提供を拒否することがあります。

第7章 免責及び損害賠償

第34条（免責）

- 当社は、当社サービスの利用により発生した会員の損害すべてに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。
- 会員が当社サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、当社に損害を与えないものとします。また、付帯会員による行為についても会員は同様に解決するものとします。
 - 当社は、理由の如何を問わず当社サービスの提供の遅延または中断などが発生しても、その結果会員または第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。
 - 当社は会員にあてた大量の迷惑メールの送信が行われた場合、当社のメールサービスの遅延を回避するため、もしくは遅延を解消するために当該迷惑メールの受信拒否または消去を行うことがあります。その際、当社の実施した作業により、会員は特定のメールサーバからのメールを受信できなくなる可能性があります。この場合、当社は当該会員からの要請に基づき合理的範囲において不都合の解消対策を実施します。また、当該対策の実施努力により当社は不都合を受けた当該会員からの損害賠償請求の請求を免れるものとします。
 - 前第4項は、コンピュータウイルスが要因となる電子メールについても同様に適用するものとします。

第35条（損害賠償）

会員が本規約に反した行為または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は、当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第36条（合意管轄裁判所）

会員と当社の間で訴訟の必要が生じたときは、当社の本社所在地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条（準拠法）

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

【附則】

この規約は平成8年8月8日より実施します。

平成17年4月1日改定。

平成18年6月1日改定。（第17条の2 追加）

平成21年7月1日改定。（第15条第2項、同第3項、第16条第2項 追加。第8条第1項、同第2項 修正）